

事業再構築小委員会 御中

2024 年9月 24日

意見書

一般社団法人事業再生実務家協会

第1 本制度創設の意義及び基本的方向性

1 本制度創設の意義・基本的方向性

本制度は、早期かつ迅速な事業再構築を図るための新たな選択肢を増やすものであり、その点に重要な意義があり、本制度の創設に賛成である。

2 本制度全体として必要な措置

本制度の利便性と実効性を確保しつつ、モラルハザードの防止や濫用防止の観点から、下記の措置が必要である。

(1)公正中立な第三者機関の関与

本制度の公正性・公平性、モラルハザード防止や濫用防止の観点及び本制度に対する信頼を高める観点から、手続を実質的に主催し監督する公正中立な「第三者機関の関与」が極めて重要である。

本制度の第三者機関は、公正性・公平性及び信頼性の確保や円滑な運用の観点から、準則型私的整理手続として定着している事業再生 ADR 手続と同様に、公正中立な第三者であり、第三者の専門的な知見を反映して紛争の実情に即した適正かつ迅速な解決を図る存在とすべきであり(ADR 法 1 条参照)、事業再構築を含む事業再生計画案(以下、単に「計画案」という)の内容が法令に適合し、公正かつ妥当で経済的合理性を有するものであるか、その前提としての資産評定が資産評定基準に基づき適正に評価されているか、議決権額の決定手続に不当な点はないか等を調査・検証するとともに、手続全体の法令適合性はもとより計画案の遂行可能性等について、調査・検証を行うことが想定される。

その基本的役割は、事業再生 ADR 手続における手続実施者と同様とするのが相当である。

(2)清算価値保証原則

モラルハザード防止や濫用防止の観点からは、計画案において権利の変更をする場合においても、法的倒産手続と同様に、清算価値保障原則を定めることが必要である。

(3) 数値基準

計画案の内容の適正性を確保するために、計画数値については、事業再生 ADR 手続等と同様の数値基準(3年内の債務超過解消、3年内の経常黒字等)を設けることが有益である。

(4) 資産評定基準

本制度のもとでは、事業再生 ADR 手続と同様の資産評定に関する基準(経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第二十九条第一項第一号の資産評定に関する基準)を定め、「債務者の実態的な財政状態を明らかにして債務者の再生可能性の判断に資する情報を提供し、また、再生可能と見込まれる債務者が引き続き事業を継続することを可能にしつつ、債務者に対して債権放棄等の金融支援を行う債権者の経済合理性を満たすような公正かつ適正な債務処理を行う」ことができるように「公正な価額による債務者の有する資産及び負債の価額の評定」を行うことが有益である。

とりわけ非保全債権額を議決権額として多数決の成否を判断する枠組みを採用する場合に、保全額の算定の基礎となる資産評定基準は重要である。

3 本制度における手続の「質」

多数決制を採用する本制度では、反対債権者を拘束することになるから、手続の「質」(「厳格さ」)が求められる。本制度の場合、その「質」が重要であるのは、事業再生計画案が多数決で成立することにより、全員同意型に比べて多数債権者による濫用リスクが生じるからである。かかる観点から、本制度に設けられるべき2記載の措置は、全員同意型の私的整理手続に設けられた措置と同様の措置であるが、多数債権者による濫用リスクを回避するための担保的措置ともいえるべきものであり、本制度が信頼を獲得するためには、その「質」の維持・向上こそが大切である。

第2 対象債務者

本制度を利用する対象債務者は、もとより誠実であることが求められるが、本制度の利用適格者の要件として、債務者の「誠実性」に関する定めを設ける必要はない。

誠実性等の概念は抽象的であり、その充足の有無を判断することは容易ではない。うえ、これを要件とすると本制度の利用の入口段階の手続が重くなり、債務者の事業再生を迅速に実行することが困難となる。

債務者の誠実性にかかわる問題が存在する場合は、入口段階で規制するのではなく、誠実性に関する情報を、債権者会議や第三者機関の調査報告等で対象債権者に適切に開示し提供することが重要であり、当該債務者が本制度を利用する適格性

を欠くと評価する場合には、債権者が計画案に対する議決権行使において、法定多数の賛成を得させないことにより、本制度から実質的に排除するのが相当である。

第3 対象債権

対象債権の範囲は、原則として金融債権に限るのが相当である。

1 原則

対象債権の範囲が明確でないと、手続の入口段階で争いが生じかねず、迅速な手続開始が困難となる。そのような観点から、(原則として)対象債権を「金融機関の有する金融債権に限る」ことが適切であり、合理性がある。その理由は以下のとおりである。

ア 一定期間の与信判断を基礎とする金融債権と、通常取引の商取引債権とでは、金銭債権という点では同じであるものの、前者は、債務者の財産状況や経営状況を踏まえた与信判断を前提とするが、後者は、そのような継続的関係にない場合も多く、取引をする前提が異なる。

イ 商取引債権の保護は、従前の商取引関係の維持、債務者の事業価値の毀損防止ないし維持向上に有益であり、ひいては金融債権者を含めた債権者全体の弁済率の向上に資する。

ウ このような金融債権と商取引債権の性質の違い、商取引債権保護による事業価値の毀損防止ないし維持向上については、商取引債権を保護する私的整理の法理の発展とともに広く理解が得られている。そのような点からは、対象債権を金融機関等の有する金融債権に限ることに合理性がある。

2 例外

他方で、事案によっては、リース債権や大口の商取引債権を対象債権に加える余地を残すことが考えられる。金融債権以外の債権を対象債権に加えることができる場合は、当該対象債権者の同意が必要とするのが相当である。

ア リース債権は、法的には金融債権の実質を有する¹。また、大口の商取引債権において、通常取引債権とは異なり、継続的取引関係を継続するにあたり金融機関と同様の与信判断がなされている場合がある。その点から、リース債権や大口の商取引債権を対象債権に加える余地を残すことが考えられる。

イ しかし、仮に、当該債権を対象債権に加える場合は、対象とする債権者の同意を必要とするのが相当である。その理由は以下のとおりである。リース債権や継続的取引関係を有する商取引債権の与信の形態や内容、額などは千差万別であり、それら

¹ 最判平成7年4月14日(民集49巻4号1063頁)は、「ファイナンス・リース契約は、…その実質はユーザーに対して金融上の便宜を付与するものである」とする。

金融債権以外の債権を対象債権とする場合には、対象債権とすることの必要性や合理性が必要となる。しかし、その判断を債務者に委ねるのは適切ではないし、また、公平な第三者機関が行うとしても、第三者機関が手続開始時にこれら債権について金融債権と同様に権利の変更の対象とすることの必要性や合理性を判断することは極めて困難である。また、これら債権者は、事業再生 ADR 手続では対象債権者としなない実務が形成されていることから、取引開始時点で金融債権と同列に本制度の対象債権となることを予測することは困難であり、債務者ないし第三者機関の判断で対象債権者となることを強制すると入口段階で混乱が生じかねず、手続の円滑な開始の支障となりかねないからである。

第4 担保付債権

本制度における担保付債権は、以下のとおり取り扱うのが相当である。

1 権利変更の対象となる債権

担保付債権については、多数決による権利変更の対象となる債権は、担保権の行使によって弁済を受けることができない債権の部分とするのが相当である。

これに対し、担保付債権のうち保全部分(担保権の行使によって弁済を受けることができる債権の部分。以下、この部分を「保全債権」という)については、多数決による権利の変更(債務の減免又は債務の期限の猶予等)の対象とはせず、当該債権者と債務者の合意(計画案に対する同意)に基づいて権利の変更(多くの場合はリスケジュール)をするのが相当である。

(1) 清算価値保障原則

保全債権については、担保権の行使によって全額の弁済を受けることができるため、清算価値保障原則から、当該担保権者の個別同意がない限り、債務の減免を行うことはできないと解され²、期限の猶予(リスケジュール)を行う場合も、担保権者の同意により変更するのが相当である。

(2) 私的整理の実務

一般の私的整理において、債務の減免を伴う場合には、非保全債権(担保権を有しない債権及び担保付債権のうち保全債権部分を超える部分、以下、これらを合わせて「非保全債権」という)を権利変更の対象としている。

これに対し、保全債権は、債務の減免の対象とせず、その弁済方法(リスケジュールの内容)については計画において定め、担保権者の同意を得るのが通例である。

(3) 保全債権も多数決の対象として権利の変更を認める考え方について

² 私的整理の担保評価を、清算価値でなく正常価格で評価している場合は、正常価格と清算価値(早期売却価格)の差額分については、減免しても清算価値を満たすと考える余地はある。

仮に、保全債権についても対象債権として多数決による権利の変更を認める場合には、非保全債権と保全債権では権利の変更の内容が必然的に異なるうえ、弁済計画利益が相反する関係にあるから、保全債権を有する債権者の組と非保全債権を有する債権者の組を別の組にする必要があり、その場合、保全債権と非保全債権の額の確定、それぞれの権利の変更の内容の確定が重要となる。特に、担保目的物の種類や属性によっては、保全債権についてさらに細分化して担保目的物の種類や属性に応じた権利の変更を定めるのが合理的な場合もあることから、制度設計が極めて複雑となり、手続が重くなる。そのため、迅速な事業再生を目指す本制度の趣旨に反するので、保全債権を多数決による権利の変更の対象とすることは不適切である。

2 一時停止の対象となる債権

一時停止は、債権者に対して、個別の権利行使を禁止するものである。それは、本制度に基づく事業再生の機会を付与する場を設定するという重要な意味がある。したがって、一時停止の対象となる債権は、担保権を有しない債権のみならず、担保付債権も含めるのが相当である。そして、担保権の行使も一時停止の対象とし、本制度の手続期間中（計画が成立又は不成立により本手続が終了するまでの間）は、担保権者は担保権の実行はできないものとするのが相当である。

3 保全債権額と非保全債権額の手続内確定について

担保付債権については、非保全部分が権利の変更の対象となり、かつ、非保全債権額が多数決の算定の基礎となる議決権額となる。手続の衡平及び公平な議決権額を確定するためには、担保権評価（担保権の目的である財産の価額の評価）の合理性等に十分配慮して、適正に担保付債権を保全債権と非保全債権に分けることが重要である。その評価基準として、具体的には、事業再生 ADR 手続と同様な資産評定に関する基準（経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第二十九条第一項第一号の資産評定に関する基準）を定めることが必要である。

債務者は、この資産評定基準に基づき誠実に担保目的財産を適正に評価し、保全債権額と非保全債権額を評価確定し、その非保全債権額をもって議決権額とする。

債務者の行った評価に対して、異議申立て等の手続は設けないものとし、その評価の適正性は、第三者機関による計画内容の公正性・公平性の審査において確保することが相当であり、評価の適正性は第三者機関の調査報告書において確認を受けることになる。保全額の評価、それを前提とした議決権額の評価に関する第三者機関の調査報告の内容等について異議があるときは、債権者は計画案に反対することにより意思の表明が可能である。さらに、法定多数で計画が成立した場合には、その計画に対する裁判所の認可の手続において裁判所に対して審査を求めることができるものとする。ただし、その審査においては裁判所に実体的判断を求めるのではなく、

審査の対象は、担保目的物の評価の方法等が資産評定基準に従って適正に行われているか等の手続的な瑕疵の有無に限るなどして、裁判所の負担を軽くするように制度設計すべきである。債務者の行った評価に対して異議申立て手続など裁判所に実質的判断を求める制度設計とすると、議決権額の確定のために著しく時間を要し、手続を重くし、迅速な事業再生を阻害することになるからである。なお、この保全債権額と非保全債権額の確定は、本制度内における手続内確定に過ぎず、実体的な権利変更の額について異議のある担保権者は、計画成立後であっても、別途、裁判手続により評価額、ひいては非保全債権部分の額及び変更後の権利の内容を争うことができ、担保権者にとっても著しい不利益は発生しないものと考えられる³⁴。

第5 一時停止

本制度においても、債務者の資金繰りの確保が不可欠であることや、債権者が個別回収を行った場合には計画案の策定作業に支障をきたし事業再生が困難になることから、債務者に事業再生の機会を付与するために、債権者の権利行使を一定期間停止する、いわゆる一時停止⁵は必要である。

1 一時停止の要請と全員同意

本制度において多数決制を採用したとしても、一時停止の要請に対してすべての対象債権者が同意すれば、それで足りる。しかし、多数決で権利の変更が強制される制度を採用する場合、対象債権者が権利変更の強制にそもそも反対して、一時停止にも同意しない場合がありうるので、その対応を検討しておく必要がある。

2 一時停止命令

(1) 一時停止命令の発令

一時停止の要請に一部の債権者が同意しない場合でも、一時停止が必要な場合がある。そこで、一時停止は、債権者の個別の権利行使を禁止するものであるから、

³ 最判平成 29 年 12 月 19 日(民集 71 卷 10 号 2632 頁)の木内道祥裁判官の補足意見は、「手続内確定とされることに積極的な意味が付与されているわけではなく、債権届出(みなし届出も含む)、異議申述、評価という手続が設けられており、基準債権(議決権を含む)はその手続によって定まり、それ以上の不服申立手続が設けられていないことをいうにすぎない。」とする。

⁴ 24)伊藤眞「破産法・民事再生法 第5版」1202 頁(注 24)は、手続内確定とされる個人再生における再生債権の評価について、「評価の裁判に対する不服がある者は、民事訴訟によってその債権の存否や額などの確定を求めることができる。」とする。

⁵ 経済産業省関係産業競争力強化法施行規則(以下「経済産業省令」という。)20 条は、一時停止について、「債権者全員の同意によって決定される期間中に債権の回収、担保権の設定又は破産手続開始、再生手続開始、会社更生法若しくは金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てをしないことをいう」とする。

反対債権者の権利保護の観点からは、裁判所が、債務者の申立てに基づき、その必要性と相当性を判断して、一時停止命令を発令するのが相当である。

(2) 一時停止命令の期間

一時停止命令の期間は、事業再生 ADR 手続の運用を参考にして、当初予定された計画案を決議する債権者集会の終了までとすることが考えられる。なお、計画案について法定多数の賛成が得られた場合には、認可手続が終了するまで、一時停止命令の期間が自動的に延長されることとするのが相当である。

計画案の作成に時間が掛かり、当初予定された計画案の決議の債権者集会において計画案の決議ができず、計画案決議のための債権者集会を続行せざるを得ない場合は、債権者会議における議決(全員同意とするか、法定多数決とするか)に基づき延長されるものとするか、又は、債務者の申立てに基づき、裁判所が一時停止期間の延長命令を発令できるものとするか、適切な措置を設けることを検討する必要がある。

(3) 一時停止命令の取消し又は失効

一時停止命令が発令されて債権者の権利の行使が制限されているにもかかわらず、相当な期間までに事業再生計画の立案ができないことが明らかになった場合でも、当初定めた決議集会まで一時停止の効力が継続するとすれば、債権者の利益を害しかねない。そこで、「決議に付するに足りる計画案の作成の見込みがないことが明らかになったとき」⁶には、債権者の申立てに基づき、裁判所が一時停止命令の取消しができるとすることも検討の余地がある。

同時に、債務者が一定の事項に違反した場合や、一定の条件が成就した場合に、一時停止命令の効力が失われる旨の定めを一時停止命令の内容とすることも検討の余地がある⁷。

第6 可決要件と認可要件

1 可決要件

(1) 金額要件

⁶ 民事再生法 191 条 1 号は、「決議に付するに足りる再生計画案の作成の見込みがないことが明らかになったとき」には、「裁判所は、職権で、再生手続廃止の決定をしなければならない」とする。

⁷ 民事再生法 192 条 1 項 1 号は、「再生債務者が第 30 条第 1 項の規定による裁判所の命令(仮差押え、仮処分その他の保全処分)に違反した場合」には、「再生手続廃止の決定をすることができる」とする。

計画案の可決に要する金額要件については、総議決権の 2/3以上の議決権を有する対象債権者の同意を必要とする考え方も、総議決権の 3/4以上の議決権を有する対象債権者の同意を必要とする考え方も、いずれもあり得ると考えられる。

(2) 頭数要件

計画案の可決に要する頭数要件については、特に定める必要はないものと考えられる。民事再生手続においては、頭数要件が定められているが、その趣旨は、民事再生手続では中小零細の取引債権者も対象債権者となることから、事業再生にはこれら取引債権者の協力が特に重要であることから、頭数要件を課すことが相当であるとされている(山本和彦「倒産処理法入門第4版」180頁参照)。これに対し、本制度の場合は、商取引債権者は対象債権者とはならず、対象債権者は金融債権者に限られ、その有する債権の性質に同一性が認められるので、金融機関の規模ないし債権額の小さい場合のあることを理由に頭数要件を定める必要はないと考えられる。

確かに、頭数要件がない場合には、多額の債権、とりわけ法定の可決要件を満たす金額の債権を有するメインバンクが存在するときには、少額の金融債権者は、メインバンク主導による不当な内容の計画案が可決されることが懸念され、反対に、頭数要件を設けると、法定多数の債権額を有するメインバンクは、少額債権者による不当な圧力を受けて、不公正な計画案の内容とせざるを得ないことが懸念される。しかし、いずれの懸念も、計画案の内容の公正性・公平性が確保されることにより解消されるべき課題であり、頭数要件によって解決すべきものではないというべきであろう。重要なことは、計画案の公正・公平な内容の確保である。

2 認可要件

(1) 審査対象

裁判所は、債権者保護と迅速性確保の観点から、計画案の内容の公正性・公平性、合理性や履行可能性などについては、公正中立で事業再生の専門家である第三者機関の確認を経ていることを踏まえて、もっぱら手続の適正性を中心に審査する制度設計にすべきである。

仮に、裁判所が認可にあたって計画案の内容の公正性・公平性、合理性や履行可能性などについて実質的な審査をするとすると、裁判所のみでこれらを判断することは困難を伴うので、そうすると、民事再生手続や会社更生手続における調査委員(民事再生法 62 条、会社更生法 125 条)に類似した機関を置いて、その調査報告を基礎に判断するといった仕組みを採用することが考えられる。しかし、その場合、認可手続に時間とコストを要し、手続全体が重くなり、認可まで時間が掛かると事業価値の劣化が生じる可能性もあり、迅速な事業再生を目的とする本制度に適さない。しかも、第三者機関による調査と調査委員による調査は、その調査内容と目的は同じであるから事実上重複した調査と報告になり、実益についても疑問である。したがっ

て、本制度に基づく手続開始から計画案の可決に至るまでの手続に違法な点、不適切な点がないかを審査し、それに違法ないし不適切な事項がない限り、計画内容の公正性や履行可能性等は第三者機関の調査報告を基礎に裁判所は認可の可否を判断することとするのが相当である。

(2) 認可に対する即時抗告

認可に対する即時抗告を認めることは、対象債権者による異議申立ての機会を確保するという手続保障の観点から異論はない。しかし、即時抗告によって、事業再生計画の実行が遅れて、事業再構築に影響があることも考えられる。そのため、可決認可された計画の効力発生を、認可決定の確定の時から(民事再生法 176 条)とするか、認可決定の時から(会社更生法 201 条)とするかは検討の余地がある。なお、事業再生 ADR 手続においては、「事業再生計画案の成立の決議をもって、事業再生計画は直ちに効力を生じる」(特定認証 ADR 手続に基づく事業再生手続規則 30 条 8 項)ため、成立した計画の実行が速やかに行われる。

第7 本制度と事業再生 ADR 手続ないし法的倒産手続との関係

全員同意を予定した事業再生 ADR 手続を開始したが、手続実施者が確認した公正公平で合理的な計画案に対して、可決要件を満たす法定多数の同意を得たものの一部債権者の同意が得られない場合に、本制度に円滑に移行できる方策を設けることが、本制度の有効な活用を促進するために重要であり、その点に留意した制度設計にすることが望まれる。また、計画案が否決された場合に、法的倒産手続へ円滑に移行できることも、本制度に対する信頼性を高めるために重要である。

1 事業再生 ADR 手続から本制度への移行

(1) 私的整理における全員同意

「事業再生」においては、権利変更の対象となる債権者の理解を得ることが、重要である。この点は、全員一致の私的整理手続でも多数決原理の働く再建型の法的倒産手続でも、基本的に同じである。多数決による本制度を設けた場合でも、手続の当初の段階では、全ての債権者の理解と同意を得る全債権者同意型の私的整理を目指すことが望ましい(もとより、手続開始時に一時停止の要請に同意しない対象債権者が存在する場合には、当初から本制度を利用することになろう。)

そこで、本制度は、全員同意を目指したが、全員同意が得られない場合にも有効に機能するように、事業再生ADR手続(等)から本制度への円滑な移行が可能なように制度設計することが相当である。

事業再生 ADR 手続は、事業再生のための準則型私的整理手続として浸透し、活用されており、金融機関及び債務者の信頼も得られているので、本制度が創設され

たのちも、私的整理の原則に則った全員同意型の事業再生 ADR 手続は引き続き利用されることになろう。そのとき、一部債権者の不同意により計画案が成立しない場合に、多数決を採用した本制度に基づき計画案が成立し、債務者の事業再生を早期に実行できることは、不同意債権者も含めた金融債権者全員の利益に資すると考えられる。このように、場面に応じて適切に事業再生 ADR 手続と本制度が利用されることが期待される。

(2) 具体的制度設計

上記のとおり、本制度が公正性・公平性を確保しつつ実務的にワークするものとなるためには、手続の進め方の基本枠組みは、事業再生 ADR 手続を参考にするのが相当である。そして、そのことが、結果的には事業再生 ADR 手続から本制度への円滑な移行を可能にする。

具体的には、対象債務者の要件、対象債権者の要件、特定認証紛争解決事業者の認証・認定、手続実施者の要件、一時停止の内容、情報開示や協議の方法、債権者会議の持ち方や回数、プレ DIP ファイナンスの優先性等に関する第三者機関による確認、資産評定基準、計画の数値基準、計画内容の公正性・公平性、合理性、履行可能性等について第三者機関による調査結果の報告と意見表明など、事業再生 ADR 手続の内容(規定等⁸)を参考にするのが相当であり、事業再生 ADR 手続から本制度に手続移行する場合に、重複した作業や確認を不要とすることが、早期事業再生の実現のために必要である。

2 本制度から法的倒産手続への移行

事業再生 ADR 手続については、産業競争力強化法に、特定調停への移行(同法 48 条)、民事再生手続及び会社更生手続への移行(同法 49 条、50 条、56 条から 65 条)、簡易再生手続への移行(同法 65 条の3、65 条の4)を想定した規定が定められており、法的倒産手続への移行が迅速かつ円滑にできるようにしている。本制度においては、法的倒産手続への移行は、法定多数決が得られなかった例外的場合になると考えられるが、そのような場合にも法的倒産手続に迅速かつ円滑に移行できる規定を定めることが、本制度の信頼性を高めるためにも相当である。

⁸ 対象債務者の要件(経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第二十九条第二項の規定に基づき認証紛争解決事業者が手続実施者に確認を求める事項 二(1)(i)①乃至③)、対象債権者の要件(特定認証 ADR 手続に基づく事業再生手続規則第 2 条参照)、特定認証紛争解決事業者の認定(産業競争力強化法 2 条 21 号、47 条、ADR 法 2 条 4 号)、手続実施者の要件(産業競争力強化法 47 条 1 項 1 号、経済産業省令 17 条)、一時停止の内容(経済産業省令 20 条)、プレ DIP ファイナンスの優先性に関する規定(産業競争力強化法 56 条乃至 58 条)、資産評定基準(経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第二十九条第一項第一号の資産評定に関する基準)、事業再生計画案の内容(経済産業省令 28 条及び 29 条)

第8 事業再生 ADR 手続と手続実施者に対する評価(補足説明)

1 手続実施者の資格

事業再生 ADR 手続の手続実施者は、産業競争力強化法(第47条1項1号)で「事業再生に係る専門的知識及び実務経験を有すると認められる者として経済産業省令で定める要件に該当する者を手続実施者」と定められ、経済産業省令(経済産業省関係産業競争力強化法施行規則)第 17 条で詳細な資格要件が定められている。さらに実際には、法令の要件を超える経験を有する者が手続実施者に選任されている。この点も、事業再生 ADR 手続の評価の一つのポイントと認識している。

2 手続実施者の役割

(1) 事業再生計画案に対する意見・調査報告書の作成

手続実施者は、経済産業省令第24条に基づき「(事業再生計画案を協議するための)債権者会議において、事業再生計画案が公正かつ妥当で経済的合理性を有する内容のものであるか否かについて意見」を、調査報告書を作成して述べており、この調査報告書の作成も、事業再生 ADR の評価の一つのポイントと認識している。

(2) 綿密な調査と事業再生計画策定への助言等

そして、調査報告書作成の前提として、プロセスの適切性や計画案の公正性・公平性、合理性及び履行可能性について綿密な調査を行っている。

さらには、手続実施者は、事業再生 ADR 手続の正式申込み前から、手続実施者選定予定者として、債務者の「(策定しようとする事業再生計画案が法令適合性、公正・妥当性及び経済的合理性を有するか否かを判断する前提として)申請債務者の事業状況、財務内容及び法令上の問題点について、事業・財務・法務の各方面にわたる調査を行」ない、債務者が正式申込み前に作成する「事業再生計画案の概要」について意見を述べるとともに、かかる「事業再生計画案の概要を策定するために必要な助言を適宜行」っている。

(3) 債務者・債権者間の意見調整

加えて、手続実施者は、上記のとおり、産業競争力強化法(第47条1項1号)で「事業再生に係る専門的知識及び実務経験を有すると認められる者として経済産業省令で定める要件に該当する者」であるが、同時に、ADR 法(裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律)第2条2号の「民間紛争解決手続において和解の仲介を実施する者」でもあって、「債務者・債権者間の意見調整に関与」している。

具体的には、例えば、手続実施者が、債権者である金融機関に赴いて意見調整を行ったり、スポンサー選定や金融支援に関する対象債権者の意見を聞いて、債務者と債権者間の意見調整を行ったりしている。

3 本制度における第三者機関としての適格性

以上のおり、事業再生 ADR 手続を主宰する手続実施者は、本制度において期待される第三者機関としての役割を十分果たせるだけの資質と知識経験を有している。

以上